皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の奈良県ご行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　十一月十五日
- 皇居（正門）御出門
- 東京駅御発
- 京都駅御着
- 近鉄京都駅御発
- 近鉄橿原神宮前駅御着
- 奈良県立万葉文化館
- お泊所　橿原ロイヤルホテル

第二日　十一月十六日
- 大淀町役場
- 大淀町文化会館（式典会場）
- 大淀町役場
- ホテル杉の湯
- おおたき龍神湖（放流会場）
- ホテル杉の湯
- 大淀町立大淀東部幼稚園
- お泊所　橿原ロイヤルホテル

第三日　十一月十七日
- 大神神社
- 天理市文化センター
- 奈良県立美術館
- 近鉄奈良駅御発
- 近鉄京都駅御着
- 京都駅御発
- 東京駅御着
- 還幸啓

天候不良等の場合

第二日十一月十六日第三十四回全国豊かな海づくり大会のうち、水上歓迎行事及び御放流が全部中止となる場合は、同日の御日程を次のとおり変更する。
- 大淀町役場
- 大淀町文化会館（式典会場）
- 大淀町役場
- ホテル杉の湯
- 大淀町立大淀東部幼稚園
- お泊所　橿原ロイヤルホテル

官庁発表

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

富山労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、富山県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成20年富山労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 10 月 16 日

富山労働局長　吉田　研一

第４号中「１時間770円」を「１時間790円」に改める。

兵庫労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県各種商品小売業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 10 月 16 日

兵庫労働局長　中山　明広

第４号中「１時間781円」を「１時間786円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月１日から効力を生ずる。

島根労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 10 月 16 日

島根労働局長　古田　宏昌

第４号中「１時間775円」を「１時間793円」に改める。

公　告

諸　事　項

公示送達

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条において準用する同法第42条第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 26 年 10 月 16 日

金融庁長官　細溝　清史

１　送達を受けるべき者の住所及び氏名
北海道帯広市西２条南24丁目12番地１
異議申立人　蔦井　秀則

２　公示事項
異議申立人が、平成25年５月19日及び同年９月20日付けで提起した行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第18条第１項の規定に基づく処分に係る異議申立てについて、平成26年３月28日決定をしたが、異議申立人に決定書の謄本を送付することができない。よって当該決定書の謄本は、当処分庁（金融庁総務企画局政策課訟務室）において保管し、いつでもこれを交付するので、異議申立人は当庁に出頭の上、受領されたい。

工場財団

鹿児島県薩摩川内市高江町2918番地１**株式会社柳山ウインドファーム**の鹿児島県薩摩川内市宮里町字上床2989番11株式会社柳山ウインドファーム柳山ウインドファーム風力発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 26 年 10 月 16 日

鹿児島地方法務局川内支局

社会保険労務士懲戒処分公告

下記の者については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の２第１項及び同法第25条の３の規定に基づき、平成26年10月１日から１年の社会保険労務士の業務の停止の処分を行ったので、同法第25条の５の規定に基づき、公告する。

平成 26 年 10 月 16 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

社会保険労務士　横田　　透
生年月日　昭和48年２月27日
住所　茨城県つくばみらい市中島200番地
社会保険労務士登録番号　第08080003号
事務所の名称　つくば未来経営コンサルティング事務所
事務所の所在地　茨城県つくばみらい市中島200番地
懲戒処分の対象となった行為　「故意に、真正の事実に反して申請書等の作成を行った」及び「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行」

下記の者については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の３の規定に基づき、平成26年10月１日から３か月の社会保険労務士の業務の停止の処分を行ったので、同法第25条の５の規定に基づき、公告する。

平成 26 年 10 月 16 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

社会保険労務士　渡久地政亨
生年月日　昭和48年12月23日
住所　沖縄県宜野湾市志真志二丁目５番１号志真志ハイツＡ19
社会保険労務士登録番号　第47070003号
事務所の名称　渡久地社会保険労務士事務所
事務所の所在地　沖縄県浦添市西洲二丁目１番５号　１階
懲戒処分の対象となった行為　社会保険労務士法第25条の３に定める懲戒処分事由の「この法律の規定に違反した」及び「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行」

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 10 月 16 日

国土交通大臣　太田　昭宏

種類	実施時期	地域（図名）	縮尺レベル	摘要
国土広域情報データベース	平成26年	（注１）	20万レベル	
電子地形図20万	平成26年	（注１）	20万レベル	